

第3章 原則・理念と計画目標

1. 3つの原則

町では、

完全参加と平等 精華町らしい障害のある人の社会参加の促進

エンパワーメント 障害のある人の活動の活性化とまちづくりへの参加

生活環境におけるバリアフリー ノーマライゼーションへの挑戦

リハビリテーション 周辺市町村との連携による生活や自立の支援

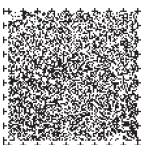
の4つの考え方のもとで障害福祉に係る施策を実施してきていることから、この計画が前提とする3つの原則を次のとおりとします。

[1] 基本的人権の尊重と差別の禁止

- 障害のある人もない人も、すべての人が基本的人権を有した個人として大切にされ、個人としてのその尊厳は守られるべきものです。
- 障害者基本法や障害者差別解消法にも規定されているとおり、障害のある人の活動を制限・制約する、障害を理由とする差別やその他の人権を侵害する行為は禁止されるべきものです。

[2] 自己決定と自己選択の尊重

- 障害福祉サービス等にあつては、障害の種別、程度に関わりなく、障害のある人自らが必要なサービスを選択し利用して、自らの自立と社会参加の実現を図ることができるように提供されるべきものです。
- 支援者の立場においては、障害福祉サービスを利用する人が、保健・医療・福祉・教育・雇用など多岐にわたる社会資源を総合的に活用できるよう、ライフステージを通じた切れ目のない支援に努めなくてはなりません。



[3] 地域共生社会づくり

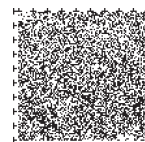
(障害者基本法第三条から)

- すべての障害のある人に、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されなければなりません。
- すべての障害のある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられてはなりません。
- すべての障害のある人は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られる必要があります。

2. 基本理念

3つの原則を踏まえて、町が将来に希求するまちのあるべき姿を次のとおり表すこととします。

障害があってもなくても
誰もが自分らしく生活し輝けるまち 精華町



3. 計画目標

[1] 誰もがみんな、その人らしく発達・成長し、輝ける

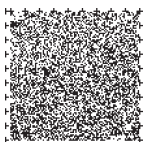
しひょう 指標	いっばんしゅうろうしやすう 一般就労者数	めい 8名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在策定中の「精華町第5期障害福祉計画」における2020年度末時点の目標値である8名を自指します。 ・ 2023年度末時点の目標値については、精華町第6期障害福祉計画（2021年～2023年度）の目標数値を参考にします。 		

- 障害や発達上の問題がある子どもが、自分の持てる力を十分に発揮して、その子らしく健やかに成長できるまちを目指します。
- 障害のある人の「輝きたい」「働きたい」思いにこたえる、社会参加と自己実現の場と機会が充実したまちを目指します。

[2] 誰もが安心して毎日の生活をおくれる

しひょう 指標	そうだんしや 相談者がいない人の割合	5%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「精華町の共生社会（障害福祉）に関するアンケート調査」の相談者の有無に関する質問を引用します。 ・ 2017年度調査においては、9.1%となっています。 		

- 安心して生活できる住まいが確保され、必要な生活支援のサービスを自分で選んで利用することで、安心して生活ができるまちを目指します。
- 地域の連帯のもとでの防災・防犯の備えがあるまち、また、地震や洪水といった被災時に、多様な障害特性を踏まえた安心な避難が可能なまちを目指します。



[3] 差別や偏見のない、地域共生社会となっている

<p>しひょう 指標</p>	<p>さべつかいしょうほう かん こうえんかいじゅこうしやすう 750名 差別解消法に関する講演会受講者数</p>
<p>・ 2017年度より年1回を基本とし、講演会を実施しています。 ・ 2017年度の受講者数は135名となっています。</p>	

- 障害と障害のある人への理解が浸透した、人権侵害や差別・偏見のない社会、また、ユニバーサルなまちを目指します。
- 障害のある人もない人も日常的にふれあい、関わりあい、支えあい、みんなが参加する地域共生社会を目指します。

